

# 令和5年度「鳥獣保護区等位置図」及び「狩猟者登録資料」広告募集要領

この要項は、栃木県広告掲載要綱第4条第2項に基づき、栃木県が作成する「鳥獣保護区等位置図」及び「狩猟者登録資料」に掲載する広告を募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募集の内容

広告媒体

広告媒体	① 鳥獣保護区等位置図	②狩猟者登録資料
発送日	令和5(2023)年10月	
予定発行部数	5,000部 ※ただし、複数の免許取得者には、重複して配布されることがあります。	4,000部 ※ただし、複数の免許取得者には、重複して配布されることがあります。
配布対象者	栃木県で狩猟をしようとする者、官公庁等	
広告スペース概要	規格 縦110mm×横120mm×2区画 刷色 赤、黒(2色) 掲載場所 裏表紙約2分の1×2区画	規格 縦120mm×横180mm×2区画 刷色 単色 掲載場所 表紙裏面約2分の1×2区画
掲載位置	見本①のとおり	見本②のとおり
その他	・広告欄は2区画ありますが、掲載位置の指定はできません。 ・購入区画数の制限はありません。 ・広告デザインは①、②でそれぞれ別のものでも構いません。	

## 2 最低募集価格

①鳥獣保護区等位置図 1区画 } 30,000円(税抜きセット価格)  
②狩猟者登録資料 1区画 }

※募集価格には、広報媒体への印刷経費を含みますが、広告デザイン等の広告作成に必要な費用は広告主の負担となります。

※セットでの価格となりますので、①、②どちらか一方のみの申し込みはできません。

## 3 申込期限

令和5(2023)年7月12日(水)午後4時まで(必着)

## 4 申込方法

「広告掲載申込書」に必要事項を記入し、栃木県環境森林部自然環境課まで郵送又は持参してください。

また、広告代理店等を通して申込みする場合は、委任状を添付してください。

## 5 広告主の制限及び広告の基準等

広告主及び広告の基準については、「栃木県広告掲載要綱」及び「栃木県広告掲載基準」を御覧ください。

また、次のいずれかに該当する者の広告及び銃砲刀剣類に関する広告は掲載できません。

- (1) 都道府県税に滞納がある者
- (2) 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者又は指名停止に該当する行為を行った者

## 6 広告主の選定

広告掲載の希望者及び広告内容が、「自然環境課広告掲載要領」の広告主選定審査会において適当であるとして認められたもののうち、広告申込価格が最も高い者から順に広告主として選定します。

また、広告主選定に当たり、価格が同額であるため必要があるときは、くじにより決定します。

(※広告主を決定したときは、その結果を通知します。)

## 7 表示の義務

広告スペース枠内上部に、縦0.5cm×横1cm以上で、「廣 告」の表示をしてください。

※なお、広告スペース枠外に「栃木県では、財源確保のため広告を掲載しています。」と記載する予定です。

## 8 広告掲載の要綱等

広告掲載を申し込まれる方は、次の要綱等を事前に御確認下さい。

- ・「栃木県広告掲載要綱」
- ・「栃木県広告掲載実施要領」
- ・「栃木県広告掲載基準」
- ・「自然環境課広告掲載要領」
- ・「広告掲載申込書」
- ・「委任状」
- ・「契約書（案）」

## 9 問い合わせ・申込書提出先

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁本館12階）

栃木県環境森林部自然環境課 野生鳥獣対策班

電話番号 028-623-3261